

だい かい かしやう あかしししやうがいしやさべつかいしやうじやうれいけんとうかい
第1回（仮称）明石市障害者差別解消条例検討会

にちじ へいせい ねん がつ にち きん ごごじ
日時：平成27年5月29日（金） 午後2時～

ばしよ ひやうごけんすいさんかいかん だい かいぎしつ
場所：兵庫県水産会館 第5会議室

ぎじがいよう
（議事概要）

しやうがい りゆう さべつじれい けんとう しりよう
障害を理由とする差別事例の検討（資料5）

じれい
【事例1】

いえ か しかくしやうがいしや っ ひ だ
家を借りるときに、こちらが「視覚障害者」であると告げると、「火を出される
こま りゆう けいえん か おお
と困る」という理由で敬遠され、借りられないことが多い。

しやうがいしやしせつせつちけいかく はんたいうんどう
障害者施設設置計画に対する反対運動。

こうせいいん いけんとう
（構成員からの意見等）

しかくしやうがいしや くるまいす かた ことわ ふどうさんや い いちどやぬし
・視覚障害者だけではなく車椅子の方でも断られる。不動産屋に行き、一度家主
さんに聞くといわれると、断られることが多い。

そうだんいん りゆう き じゆうたく か くるま
相談員として理由を聞くと、バリアフリー住宅なので貸してもよいが、車い

すがかべ あ つうじやうしや いた かしよ おお で とき ほしゆうひ おお
すが壁に当たるなど通常者より傷む箇所が多く、出る時の補修費が多くなるの

ことわ いりぐち じどう まえ て お
で断っているとのこと。また、マンション入口の自動ドアの前に、手で押すド

アがあるので無理と言われる。

・^{せいしんしょうがい}精神障^{ちてきしょうがい}害、^{しゅうろうしえん}知的障^{そうだん}害の就^へ労^や支^か援^{おも}の相^あ談^わを^して^いる。部^へ屋^やを^か借^かり^{たい}と^{おも}っ^て

行^いっ^た場^ば合^あい、働^{はたら}いて^いても、障^{しょうがい}害^い者^{しや}手^て帳^{ちやう}を^みせ^{ると}断^{ことわ}ら^{れる}こ^とが^ある。預^よ金^{きん}

が^{せんまんえんいじょう}1千^{ほしやうきやうかい}万^と円^お以上^おあ^って^も保^お証^お協^{けい}会^{えん}が^{けい}通^{けい}ら^ない^ため、大^お家^おさ^んに^{けい}敬^{けい}遠^{やく}さ^れ契^{けい}約^{やく}で^きな^い。

条^{じやうれい}例^{れい}が^でき^るに^あた^り、ど^うい^うこ^とが^さべ^つと^なる^のか^を、公^{こう}的^{てき}機^き関^{かん}が^きち^ん

と^しバ^くク^あッ^プで^きる^し仕^と組^{との}み^をを^とと^の整^とえ^るよ^うに^すべ^き。

・^{しかくしょうがい}視^い覚^え障^か害^ひが^あると、家^ひを^だ借^だり^とき^に、「火^{けい}を^{えん}出^めさ^れる」と^め敬^め遠^{えん}さ^れる。「目^めが

見^みえ^ない^から^ひ火^みが^みえ^ない^だら^う」^いと^も言^いわ^れた。今^{いま}ま^で一^{いち}度^ども^ひ火^だを^出し^たこ

と^がな^いの^で、せ^めて^めん^だん^をし^てほ^しい。何^{なに}よ^り、火^ひを^だ出^だし^{たら}困^{こま}る^のは^じぶ^んた

ち^であ^り、大^お家^おさ^んに^ふつ^うの^ひと^いじ^{やう}の^{しん}ち^{やう}に^して^いる^こと^を面^めん^だん^でわ^かっ^てほ^しい。

・^{せいしんしょうがい}精^{ひと}神^い障^か害^{とき}の^ある^あ人^あが^こ家^こを^ま借^まり^とき^に、暴^あれ^られ^{たら}困^{こま}ると^こ断^{ことわ}ら^{れる}。ま^た、

保^ほ証^{しやう}人^{にん}に^なる^人が^なく、病^{びやう}院^{いん}の^{せん}せい^の先生^{ほしやうにん}が^{れい}保^き証^し人^にな^{った}と^いう^例も^聞い^てい^る。

・^{せいしんしょうがい}精^い神^か障^{ひと}害^おが^ある^こと^を言^おわ^ずに^ち借^ちり^る人^ふが^どう^{さん}多^{とく}い^と。近^{ちか}く^の不^ふ動^{どう}産^{さん}に^{とく}匿^{めい}名^とで^あ問^あい^合

わ^せると、精^{せい}神^{しん}障^{しょう}害^{がい}の^かた^は基^き本^{ほん}的^{てき}に^こ断^{ことわ}り^と堂^{どう}々^{どう}と^いわ^れた。

・^{けん}グ^{はん}ル^{せつ}ー^{はん}プ^{たい}ホ^おー^{けん}ムの^{けん}建^{けん}設^{せつ}も^せ反^せ対^ちに^あう^こと^が多^いい。県^{けん}か^らは^せ設^せ置^ちし^てく^ださ^いと

の^しこ^とだ^った^が、市^し議^ぎ会^{かい}か^らの^{よう}ぼう^にお^うに^おう^じて、説^{せつ}め^いかい^をひ^らくと、住^じ民^{みん}か^らひ^ど

こと い はなし すす さべつ むり せっち
い事を言われた。話が進まず、差別されるなか無理やり設置したとしても、

とうじしゃ めいわく こうむ おも だんねん
当事者が迷惑を被ると思い断念した。

けんえいじゆうたく うんえい かいしゃ せいしんしっかん かんじゃ
・県営住宅を運営している会社からリストをもとに、精神疾患の患者なのではな

いかという問い合わせを受け、断ったこともある。

せつ かた こうしゅう なか いけん せいしんしょうがい かた せつ
・接し方の講習をしている中での意見だが、精神障害の方とどう接していいか

わからないという意見は多い。「変なことを言うと、調子が悪くなって暴れ出す

のでは」といった不安や、「調子が悪くなった時のサインや対処法がわからない」

など、わからないがゆえの不安感。

ていあん けいはつ せいしん ちてき しんたい しかく しょうがいしゃ
・提案よりもまず啓発では。精神も知的も身体もろうも視覚もみんな障害者。

しょうがいしゃ か なに なに ほしょう
障害者が借りるということは「何をされるかわからない」「何かされても保証を

してもらえない」という心配があるから貸そうとしない。

やちん はら ふあん ふどうさんや しゃかいふくしきょうぎかい
・家賃をちゃんと払えるのか？という不安がある。不動産屋で社会福祉協議会の

助成制度などを説明したがわかってもらえなかった。支援者がチームになり、

このように支援ができるという体制を組んでもらい、一つのケースを通して

支援が整っていく過程を不動産屋に実体験してもらえれば、わかってもらえる

のかもしれない。

・過去に、母と知的障害児二人きりの生活で、母が亡くなりました。知的障害はあ
るが能力は高いので、一人暮らしは可能と判断した。しばらくして地域住民か
ら連絡があり、火事が心配との指摘があった。ゴミにペットボトルや吸い殻が入
っており、この状態で問題はないと言い切れるかと言われた。

本人が無理でも、支援側がゴミ出しのルール等、しっかり生活のサポートをし
ていけば、生活を守れたかもしれない。この状況で、一人暮らしをするのは
ストレスになると思い、グループホームに入られたが、支援者としてこの点を
反省している。

・障害者だから家を貸さない、というのは正当な理由には当たらないので、そこ
を説得することになるが、契約関係に入っていない状態では難しいところ
がある。

・施設の反対運動に、関わったことがあるが、反対する側は、何をされるかわか
らない、地価が下がる等、根拠のない話をする。根気強く説得をしていくこと
にはなるが、強制力がないので非常に難しい。

・施設建設の話、雇う側雇われる側の話も同じだが、自分と関わりがなければ
賛成、自分に面倒がかかることは関わりたくないという意識がある。障害の方
に関わると、認めてもらえるからがんばれると聞く。話し合いをして、わかろ
うとすれば解決することもある。福祉の世界にとどまらず、相手を知る努力を小

さなことから一人一人が始めればよい。

・障害により対応は異なるが、入居する人は、自分がどの程度できるかを提案し

家主に判断してもらおうというのはどうか。障害者は自分のことを理解されない

と思い、健全者は知ろうとしないので、お互いが歩み寄り、妥協点を探る必要がある。

・作業所の引越しで断られることがあるが、経験をもち、理解のある方は了解

してもらえた。我々も民生委員の方、自治会活動、地域の行事に参加すること

で、作業所を理解してもらおう努力をしていく必要がある。

・火の問題については、認知症でも言われる。高齢者の施設はI Hにするなどし

て、理解は深まってきている。同様に障害者の方も、地域の方へ理解が深まる

ことが必要。障害者の福祉施設の計画が反対にあう（施設コンフリクト）とあ

ったが、アンケートをとると多くの方は肯定的に回答する。だが自分の近くに

建設される、自分の近くに障害者の方が住むとなると、肯定的が途端に減る。

自分の隣にという発想を持ち続けないと、なかなか変えていくのが大変。

・お互いの努力ももちろん必要だが、障害者権利条約には「社会モデル」とい

う考え方があり、社会側の責任、問題もある。

火が出ない仕組み、電化にすれば補助が出るという社会の仕組み、NPO法人が

保証人になるという仕組みなど、仕組みから解決する方法もある。

【事例2】

ろう者への情報保障と見えない障害

通勤電車が人身事故などにより遅れた場合に、情報がうまく受け取れないために乗換などに聞こえる人よりも時間がかかり、会社に遅れてしまうことがあるが、その場合に上司から「ほかの人はそこまで遅れていないのに、なぜあなただけ遅れてくるのか？」と言われてしまう。事情を十分聞いてもらえないまま怒られることも少なくなく、納得できないこともある。

・明石駅はホームが新快速用、快速用と2つあり、自分は新快速のホームで待っていた。なにか放送があったようだが判断できなかった。上司には遅れますとだけメールしていたが、他の人は快速で出勤し、自分ほど遅れていなかった。上司には快速に乗ればよかったのと言われた。電光掲示板などで見る情報があればよかった。

・切符を買う前に、事故で遅れているかどうか、あるいは代替え輸送方法があるかなど、わからないだろうか。

・交通事業者も、それぞれの人にとっての障害があるかは見えない部分がある。

交通事業者側もいろいろな情報の整備が必要になってくる。

・高速バスの予約をして夜に乗り場にいったが来ず、駅で車掌に電話で連絡を
てもらったら発車済みでショックだった。翌日予約をしたところに確認したら、
バス停が変わっていたことがわかった。

・知的障害の方で、いつも乗る電車が止まり、バスで代替えしようとした時、人
が集中してなかなか乗れずに困ったという例がある。自閉の人の特徴は変化
に弱く、知的の人には自分の思いを明確に相手に伝えることは難しい。

警察でやっていなくても認めてしまうが、「はい」は言いやすく「いいえ」は難
しいから。

いろいろな障害があるが、障害をもって生きている人が、普通に生きていく
ことができる社会になること、それが差別を解消するということになると思う。

・鉄道会社は民間事業者なので、障害者差別解消法においては合理的配慮の
提供は努力義務となる。この事例はリアリティがある。視覚の方には音声で
情報を出しているが、聴覚の方へどういう形で情報を出すかを事業者と話
し合って確立していく必要がある。明石がそのモデルになっていけば良い。

・情報保障という場合、知的、発達、精神の方への情報保障のイメージがわか
ないので日本は遅れている。彼らが馴染んでいる形で提供できているかどう
か、ということ。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう こうてききかん こうりてきはいりよ ていきょう ぎむ
障害者差別解消法においては、公的機関は合理的配慮の提供が義務となった
ので、市役所窓口で行政用語を使って説明しても知的障害の方にはわかっても
らえなければ、差別になる。障害の種別に応じた情報保証を公も民も実行し
ていく必要がある。

- ちょうかくしょうがい かた きんきゅうじ えき たいおう こま ばめん でんこうけいじばん しょうさい
・聴覚障害の方が、緊急時に駅で対応に困る場面は、電光掲示板での詳細な
じょうほうていじ ぶつてき ほしょう たいおう
情報提示など、物的な保障で対応できる。

ちてきしょうがい かた でんこうけいじばん じょうきょう へんか たいおう
知的障害の方は、電光掲示板があっても状況の変化に対応しにくいので、
ぶつりてき じょうきょうせいび ちか ひと ささ きも つく
物理的な状況整備だけではなく、近くにいる人の支えあいの気持ちをどう作
っていくかが大事。そこは学校教育や一般市民への啓発が必要。

こべつ しょうがい りかい ふう ささ ろんぎ ま お
個別の障害の理解、どういう風に支えるかという論議が、あちこちで巻き起こ
ることが大事。

- こうれいかしゃかい もんだい とく こうつうきかん い
・高齢化社会をどうするかという問題もある。特に交通機関においてどこに行け
ばいいかわからなくなっている。

ほちょうき つ ひと きかいおん き と はやくち き と
補聴器を付けている人は、機械音は聞き取りにくい。もちろん早口は聞き取り
にくいので、アナウンスにしても、ゆっくり言う、2回言うなどして欲しい。

- しゅうしょくじ しごと うえ はいりよ ひつよう たず きぎょう おお
・就職時に、仕事する上でどういう配慮が必要かを尋ねられる企業は多いが、
かよ あ まえ おも く せいかつ ぶぶん
通ってくることができたり前という思いがあり、暮らしや生活の部分に

については、^{きぎょう}企業はタッチしないという^{じっかん}実感^もを持っている。

- ・^{まつばづえ}松葉杖をついた方が、^{ほう}金融^{きんゆうきかん}機関^{つと}に勤めていた。やめてもらおうという^{ころ}頃になる
と、^{ゆか}床^おに置いてあるものを^{つくえ}机^{うえ}の上に置くように^い言われた。できない^{さぎょう}作業^{しじ}を指示
して、できないからやめなさいと^{あん}暗^いに言う。^{やと}雇^{かんたん}うと簡単^きにクビを切れないので
やめる^{ほうこう}方向^もにもっていかれる。

- ・^{しゅうしょく}就^{しょくば}職^{りかい}できて^{つづ}も職場^{せいしんしょうがいしゃ}の理解^{そうじ}がなければ^{しごと}続^{おお}かない。^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害^{そうじ}者は掃除^{しごと}の仕事^{おお}が多
く「とろとろやるな」、「^{さぎょう}作業^{おそ}が遅^いい」と^い言われ、いつやめなくてはならないか
と^{ふあん}不安^{すく}になるケースも少^{かん}なくない。そこに^{かん}ストレス^{かん}を感じるとますます^{さぎょう}作業^{かん}が
まずくなる。

【事例3】

^{わたし}私^こには^{なほ}子ども^{まんせいしっかん}のころから^{がっこう}治^{しゅうしょく}らない慢性^{まわ}疾患^{まわ}があり、^{がっこう}学校^{しゅうしょく}でも^{まわ}就^{まわ}職^{まわ}しても、^{まわ}周り
の^{ひと}人の^{はいりよ}配^{ひつよう}慮^{ひつよう}が必要^{がっこう}だった。学校^{かよ}に通^{がっこう}っていたころは、^{しぎょうしき}始^ひ業^{かなら}式^{たん}の日^{にん}には^{かなら}必^{かなら}ず^{たん}担任^{にん}の
^{せんせい}先生^{じぶん}に^{びょうき}自分^{こと}の病^{つた}気^{つた}の事^{かきょうかたん}を^{てきせつ}伝^{はいりよ}えて、^{ねが}各^{ねが}教科^{ねが}担任^{ねが}に^{ねが}適^{ねが}切^{ねが}な配^{ねが}慮^{ねが}を^{ねが}願^{ねが}いして^{ねが}ほし
^{つた}伝^{つた}えていたが、^{がっきゅうたん}学^{きょうかたん}級^{つた}担任^{つた}から^{いちど}教科^{いっけん}担任^{いっけん}に^{いっけん}伝^{いっけん}わったことは一度^{いっけん}も^{いっけん}なかつた。一^{いっけん}見^{いっけん}、
^{けんこう}健康^こな子^かと^みまったく^み変^みわらないように^{なんかいちちょうふりよう}見^{うった}えるからか、^{うった}何^{うった}回^{うった}体^{うった}調^{うった}不良^{うった}を^{うった}訴^{うった}えても
「^{わたし}私^{じゅぎょう}の授^{おもしろ}業^{おもしろ}が^{こんかい}そんな^{みのが}に面^{つぎ}白^{たいいくやす}くないのか」「^{つぎ}今^{たいいくやす}回は^{たいいくやす}見^{たいいくやす}逃^{たいいくやす}したる^{たいいくやす}けど^{たいいくやす}次^{たいいくやす}に^{たいいくやす}体^{たいいくやす}育^{たいいくやす}休^{たいいくやす}んだ
^{しょうち}承^{しっせき}知^{しっせき}せえ^うへんで」^{おお}などの叱^{おお}責^{おお}を受ける^{おお}ことが^{おお}多^{おお}かつた。

・病気の理解を求めていくのが大事。学校や教育委員会も、知ろうという思いをも
も
持ってくれているので、知ってくれるまで伝えていくこと、理解してもらえ
り
ようあきらめずに努力を続けていくことが大事。

・心臓を患っている子どもなので無理はできないが、先生が過度に気を使うため
に、逆に何もできない、という例がある。先生は事が起こったら大変なので、
お
起こさないことを第一に考える。

・過去に一度、心肺停止を起こしたことがある子どもがいたが、A E Dがあり、
しょうぼうしょ
消防署もあったので大事には至らなかった。安全優先、危険回避という学校の
たいせい
体制と、親からは通常つうじょうの生活を望むというなかで、大事なものは最終的にどこ
までわかりあって一致するのいっちか。現在は、卒業先の活動場所かつどうばしょでA E Dを常備し
てもらい、何かがあった時の体制たいせいを整ととのえたうえで、通常つうじょうの活動かつどうをしている。
どこまで一致点を見出すかが大事。

・裁判の事例になるが、発達障害、自閉症の子どもで、感覚過敏のために食べら
れないものがあたんにんった。担任は偏食へんしょくとみなして、食べなさいと言われた。うまく
つた
伝わっていなかったがゆえに、それが原因でP T S Dになり、その子は
しょうがっこう
小学校に行けなくなった。申し入れを担任に伝えなかったという校長の義務ぎむ

いはん はんけつ ねんご で
違反という判決が、5年後に出た。

そんがいばいしょう
損害賠償をもらったとしても、5年間も小学校に行けなかったのもっと

はや だんかい りかい ふか はな あ ひつよう
早い段階で理解を深める話し合いが必要だった。そういう理解が広められる

しく ひつよう
仕組みが必要。

あし まんせいしっかん ばあい つうがく はいりよ あし もんだい がっこう き
・ 足に慢性疾患がある場合の通学への配慮、足に問題があるので、学校で決めら

れた靴ではないものを履こうとするときなどで、学校から意見書、診断書を求め

られることがある。なが じかん をかけて裁判して、そんがいばいしょう
長い時間をかけて裁判して、損害賠償をもらっても仕方が

ないので、たが あゆ よ ひつよう
ないので、お互いの歩み寄りが必要。

しょうがいしゃ こよう きぎょう はたら ひと ゆうしゅう とくべつしえんがっこう で
・ 障害者を雇用しているが、企業で働いている人は優秀。特別支援学校を出て

いても はたら ひと
いても働けない人もいる。

けんじょうしゃ おな みと き で じょうきょう へんか ひび
健全者と同じで、認められることによってやる気が出る。状況の変化は日々

あり、ちょうし わる きせい はっ こ かんじ よ た ざん
あり、調子が悪いときは奇声を発する子もいる。漢字は読めない、足し算はで

きなくても、しごと
きなくても、仕事はできる。

しょうがいしゃ こよう たんじゆんさぎょう く かえ けいけん
障害者を雇用すると、単純作業の繰り返しのイメージだが、いろいろな経験を

してもらって、けんじょうしゃ おな せいちょう
してもらって、健全者と同じく成長してもらうことにより仕事が長く継続す
る。

しゅうしょく おも
就職はゴールではなくスタートだと思っている。

・必要だから条例にするとしても、夢のような話ではなく、目の前でできる事を

模索していくことが重要で、具体的に実現できる施策をお願いしたい。

市側ができること、一般市民ができること。短期的にできること、長期でない

とできないこと。お金がかかること、なくてもできること。そういったことを

ここに判断しながら条例に盛り込む施策を整理してもらいたい。

・特例子会社は儲けたらダメというイメージがあるようだが、民間企業は利益を上

げないとつぶれるし、障害者を雇用して給料を払うにも体力がないと無理。

特例子会社が恵まれているのは、親会社がしっかりしていて、資金面で心配が

ないから。そういった意味で、一般の中 小企業を含めて障害者の雇用をしつ

かりと考えるような施策を出してもらいたい。

仕事をして、税金を払って、人とコミュニケーションをとって初めて成長する。

若い子どもたちがしっかり社会参加できるような条例にしてほしい。

・大学で受け入れている障害学生の中でも最近では発達障害、精神障害の方が増

えてきている。大学側も教育的保障をどうしていくか悩ましいが、目の見えに

くい障害の方は、どう理解していくかが重要であり、個別支援のためのシス

テム作りが必要。

・支援者の立場として、不登校の相談を受けることがあるが、発達障害があり、

クラスでうまくいかず、いじめられる。先生から厳しく頻繁に言われて通えなくなつた。学校の先生も困つた子としか見えない。

保護者と相談しつつ、今はスクールカウンセラーを通して働きかけをしている。

障害の事を理解してくれる先生も増えたが、理解と対応は別の話。具体的な

対応については不十分なので今後の課題。

・福祉教育の充実も必要で、中学校、高等学校で、統合失調症から回復され

た方が、自分の体験談を語るという活動をしており、精神障害の理解を学校

教育のなかで始めている。

・慢性疾患で、手帳の有無、障害の認定の有無により、この方が当てはまるかど

うかについては、障害者差別解消法における定義は幅が広がつた。

本人が継続的に日常生活、社会生活に制限を受けている場合は、手帳の有無に

関わらず対象になり、慢性疾患の方もサポートできるしくみになっている。

法律になつたので、公立学校であれば合理的配慮は義務となるから、配慮をし

ないと差別になる。ただ、熱心な先生であれば、きちんと伝わっているのが気

になる。きちんと伝われば、先生も本人のことを考えてうまくいくこともある。

つまりは、コミュニケーション不足が大きな問題。

差別といってしまうのではなく、本人と親と教育関係者が、コミュニケーション

んをとり、本人にとって一番良い支援とは何か、合理的配慮とは何かを考えていく方向になればいい。

・ソーシャルワーカーの配置をしている団体だが、学校、企業、いろいろな場にもそういう障害の方がいる。学校は、スクールソーシャルワーカーが増えてきている。

福祉現場に勤めているが、発達障害をはじめいろいろな障害の方がいる。

私自身が勉強しているが、福祉現場に精通している方に聞くと、そうは見えない障害を持つ方もおられた。こちらも勉強しないとどういう配慮ができるのかわからない。本人を叱責することで、責任を押しつけているかもしれない。

我々自身が勉強すること、団体として地域の中で知っていただく機会をつくること、職場の中にわかる方を増やす。合理的配慮をどう作っていくかを広げていく役割がある。

・明石の中心地域に住んでいる。精神疾患の患者が散歩していて、最初は違和感があったけれども、風景に慣れると当たり前になった。

地域のコミュニケーションが取れている地域だと思う。明石の方は熱心で、悩みがあると、一緒に考え動いてくれる。今回、障害者差別解消条例の話聞き、一市民として明石が今以上に良い町なれば良いなと思う。

じむきょく
(事務局より)

じょうれい つく たちば おし
条例を作る立場だが、教えてもらうことが多い。

りかい ひろ ぎょうせい せんとう た ひとり おお かた しょうがい ただ
理解を広げていくために行政が先頭に立ち、一人でも多くの方に障害の正しい

りかい ひろ ひつよう かん し しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ とくべつ
理解を広げていく必要があると感じる。市でも障害者に対する合理的配慮と特別

あつか ぎろん しやくしよ
扱いについての議論があった。市役所でも、できることからやっていかなければ
ならない。

じょうれい つく ほんとう ひつよう してき きちよう いけん かん
条例を作るのが本当に必要なのかという指摘についても、貴重な意見だと感じて

しちょう い じょうれいつく もくてき しみん りかい しょうがい
いる。市長も言っていたが、条例作りが目的ではなく、市民への理解、障害を

も かた まえ で じぶん いけん い ちいき だいいっぽ
お持ちの方が、前を出て、自分の意見を言える地域にしていくための第一歩であ

かんが
ると考えている。